

平成16年（行ウ）第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 秋山博 外18名

被 告 群馬県知事 外1名

証 拠 説 明 書 (18)

平成20年12月 4日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖



被告群馬県知事指定代理人

戸 神 博 樹



同

村 上 行 正



同

本 木 秀 典



同

奥 野 幸 二



同

萩 原 美 紀



同

宮 田 嗣 実



同

中 山 勝



同

浅田 正人

同

若田部 純一



同

後藤 剛



同

桐生 利一



同

田部井 宏明



被告群馬県企業管理者指定代理人

小倉 豊人



同

葉 尊



同

内田 徹



同

内山 倫秀



| 号 証    | 標 目                                     |    | 作成年月       | 作成者           | 立証趣旨   |
|--------|---|----|------------|---------------|--|
| 乙274の1 | 八ッ場ダム建設事業について(照会)                       | 写し | H20.5.12   | 群馬県知事         | 大熊孝氏の意見書(乙274号証の2、甲B55号証)についての国土交通省への意見照会                              |
| 乙274の2 | 意見書(甲B55号証)                             | 写し | H20.1.16   | 大熊孝           | 上記意見照会(乙274号証の1)に添付した大熊孝氏の意見書  |
| 乙275の1 | 八ッ場ダム建設事業について(回答)                       | 原本 | H20.9.1    | 国土交通省関東地方整備局長 | 上記群馬県知事の照会(乙274号証の1)に対する国土交通省関東地方整備局長の回答                               |
| 乙275の2 | 参考資料                                    | 原本 | H20.9.1    | 国土交通省関東地方整備局  | 上記国土交通省関東地方整備局長の回答(乙275号証の1)に係る参考資料                                    |
| 乙276   | 証人調書<br>大熊孝<br><水戸地裁平成16年(行ウ)第20号事件>    | 写し | H20.7.30期日 | 水戸地方裁判所       | 治水関係についての<br>大熊孝氏の証言内容<br>(水戸地裁)                                       |
| 乙277   | 八ッ場ダム建設事業における大熊孝氏の証言について(照会)            | 写し | H20.9.4    | 茨城県知事         | 茨城県知事の大熊孝氏の証言(乙276号証)についての国土交通省への意見照会                                  |
| 乙278の1 | 八ッ場ダム住民訴訟に関する関係県からの意見照会に対する回答について(参考送付) | 写し | H20.10.22  | 国土交通省関東地方整備局  | 上記茨城県知事の意見照会(乙277号証)に対する同知事への回答について、関東地方整備局から八ッ場ダム住民訴訟関係都県へ参考送付された回答文書 |
| 乙278の2 | 参考資料                                    | 写し | H20.10.22  | 国土交通省関東地方整備局  | 上記国土交通省関東地方整備局から参考送付された茨城県知事への回答(乙278号証の1)に係る参考資料                      |

| 号 証  | 標 目   | 作成年月 | 作成者            | 立証趣旨              |   |
|--|---|------|----------------|-------------------|---|
| 乙279   | 証人調書<br>環境省水・大気<br>環境局水環境課<br>長(元国土交通省<br>関東地方整備局<br>河川部長)<br>河崎和明<br><水戸地裁平成<br>16年(行ウ)第<br>20号事件> | 写し   | H20.7.15期<br>日 | 水戸地方裁判所           |   |
| (立証趣旨)   |   |      |                |                   |   |
| <p>1 実測データを基に推定されたカスリーン台風時の八斗島地点での流量1万7000m<sup>3</sup>/秒が、合理的な推定として最終的にいろいろな技術者、研究者の議論等によりオーソライズされたこと(3~11頁、55頁)。</p> <p>2 昭和55年の「利根川水系工事实施基本計画」では、様々な解析、検討がなされた結果、貯留関数法等により八斗島地点の基本高水のピーク流量を2万2000m<sup>3</sup>/秒としたこと(12~16頁、42頁)。</p> <p>3 カスリーン台風では氾濫による洪水被害が生じ(16~19頁、39・40頁)ており、現在の河川整備状況でもカスリーン台風と同じような雨が降った場合、上流部での氾濫やダム調節を前提としても八斗島地点でのピーク流量が1万6750m<sup>3</sup>/秒(19~26頁)となり、下流部での被害額が約34兆円に上ると想定されていること(51頁)から、国としては治水安全度を上げていくために一番整備をしなければならない川であること(56頁)。</p> <p>4 基本高水ピーク流量の基本概念を理解していないとしか評しようのない尋問(41~46)や2万2000m<sup>3</sup>/秒と1万6750m<sup>3</sup>/秒の相違を理解していないような尋問(24~30頁)がなされていること。</p> <p>5 ハッ場ダム計画とその治水効果(33~36頁)。</p> <p>6 治水とは、河道改修と上流ダムの洪水調節施設により、流域全体の治水安全度を上げていくものであり(37頁)、吾妻川上流域の降雨に効果のあるハッ場ダムを配置(48~49頁)するなど、全体的な整備をしていかないと成立しないこと(56頁)。</p> <p>7 堤防の整備(引堤、嵩上げ等)だけでは限界があるため、上流はダム、中下流部では貯水池、調節池、堤防の整備等という役割分担をしながら、全体として200年に1回の洪水に対応できるようにしていること(56~58頁)。</p> <p>8 地球温暖化が進むことにより、降雨量の年変動が非常に激しくなり、洪水に対する安全度が半減するとされていること。これにより、利根川における200年に1回の洪水対応のための計画も、100年に1回のための計画となってしまうこと(59頁)。</p> <p>9 その他利根川の治水上ハッ場ダムの建設が必要である事実</p> |   |      |                |                   |   |
| 乙280の1   | 河崎和明氏 経<br>歴調査報告書   | 写し   | H20.6.30       | 弁護士<br>坂本博之       | 乙279号証の証人<br>調書において示され<br>た書証<br>(水戸地裁甲B69<br>号証) |
| 乙280の2   | ハッ場ダム建設<br>事業について(回<br>答)   | 写し   | H18.9.28       | 国土交通省関東<br>地方整備局長 | 同上<br>(水戸地裁乙157<br>号証の1)                          |

| 号 証         | 標 目   |    | 作成年月      | 作成者                        | 立証趣旨   |
|-------------|---|----|-----------|----------------------------|--|
| 乙280の3      | 原告ら第2準備書面<br>副本   | 写し | H18.2.3   | 水戸地裁原告ら<br>訴訟代理人           | 乙279号証の証人<br>調書において示され<br>た書証<br>(水戸地裁原告ら第<br>2準備書面) |
| 乙280の4      | 河川(昭和41年7<br>月号)  | 写し | S41.7.23  | (社)日本河川協<br>会              | 同上<br>(水戸地裁甲B21<br>号証)                               |
| 乙280の5      | 利根川百年史  | 写し | S62.11.24 | 建設省関東地方<br>建設局             | 同上<br>(水戸地裁甲B7号<br>証)                                |
| 乙280の6      | 報告書   | 写し | H20.7.7   | 新潟大学名誉教<br>授<br>大熊 孝       | 同上<br>(水戸地裁甲B58<br>号証)                               |
| 乙280の7      | 利根川支川「烏川<br>・神流川・鏑川・<br>碓氷川」(直轄区<br>間)の築堤年の調<br>査結果                     | 写し | H20.6.15  | 嶋津暉之                       | 同上<br>(水戸地裁甲B63<br>号証)                               |
| 乙280の8      | 利根川百年史  | 写し | S62.11.24 | 建設省関東地方<br>建設局             | 同上<br>(水戸地裁甲B64<br>号証)                               |
| 乙280の9      | 記者発表資料「利<br>根川水系利根川<br>浸水想定区域図」<br>「利根川水系江<br>戸川浸水想定区<br>域図」の公表につ<br>いて | 写し | H17.3.28  | 国土交通省関東<br>地方整備局           | 同上<br>(水戸地裁甲B38<br>号証)                               |
| 乙280の<br>10 | 行政文書開示決<br>定通知書   | 写し | H18.1.10  | 国土交通省関東<br>地方整備局長          | 同上<br>(水戸地裁甲B39<br>号証)                               |
| 乙280の<br>11 | 調査囑託書につ<br>いて(回答)   | 写し | H20.1.10  | 国土交通省関東<br>地方整備局河川<br>計画課長 | 同上<br>(水戸地裁甲B57<br>号証の4)                             |
| 乙280の<br>12 | 八ッ場ダム建設<br>事業について(回<br>答)<br>参考文献                                       | 写し | H18.9.28  | 国土交通省関東<br>地方整備局長          | 同上<br>(水戸地裁乙157<br>号証の2)                             |
| 乙280の<br>13 | 新聞記事  | 写し | H20.6.11  | 朝日新聞                       | 同上<br>(水戸地裁甲B59<br>号証)                               |
| 乙280の<br>14 | 新聞記事  | 写し | H20.6.11  | 朝日新聞                       | 同上<br>(水戸地裁甲B60<br>号証)                               |

| 号 証  | 標 目   |    | 作成年月           | 作成者            | 立証趣旨  |
|--|---|----|----------------|----------------|---|
| 乙280の<br>15  | カスリン台風の<br>研究<br>利根川水系に於<br>ける災害の実相   | 写し | S25.5.10       | 群馬県            | 乙279号証の証人<br>調書において示され<br>た書証<br>(水戸地裁乙208<br>号証) |
| 乙280の<br>16  | 利根川百年史  | 写し | S62.11.24      | 建設省関東地方<br>建設局 | 同上<br>(水戸地裁乙209<br>号証)                            |
| 乙280の<br>17  | 時刻流量旬表(利<br>根川水系利根川<br>上福島観測所<br>地点)  | 写し | H10.9中旬        | 建設省            | 同上<br>(水戸地裁甲B19<br>号証)                            |
| 乙280の<br>18  | 下久保ダム管理<br>日報   | 写し | H10.9.16       | 水資源公団          | 同上<br>(水戸地裁甲B20<br>号証)                            |
| 乙281   | 証人調書<br>茨城県竜ヶ崎<br>土木事務所長<br>(元茨城県土木<br>部河川課長)<br>早乙女秀男<br><水戸地裁平成<br>16年(行ウ)第<br>20号事件> | 写し | H20.7.15<br>期日 | 水戸地方裁判所        |   |
| <p>1 国土交通省との昭和55年の利根川水系工事実施基本計画の変更、ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更及びダムの負担金の負担割合に関する協議については、茨城県においてその都度厳しく内容を確認していること(4~10頁、24頁)。</p> <p>2 茨城県が昭和61年にハッ場ダムに参画したのは、著しい利益がある(8頁)ためであり、河川法に基づく治水に関する負担金は、裁量で額の変更ができるものではなく、基本計画に同意した段階でハッ場ダムへの参画と負担金を支出するという判断があること(12・13頁、22頁)。</p> <p>3 茨城県には、ハッ場ダムによる大きな治水上のメリットがあり(15・16頁、21頁)、治水効果があるとの考えは、議会での議決を得た茨城県の総意であること(25頁)。</p> <p>4 その他利根川の治水にハッ場ダムの建設が必要である事実</p> |   |    |                |                |   |
| 乙282の1   | ハッ場ダム計画<br>の変遷  | 写し | H20.7.14       | 弁護士<br>五来則男    | 乙281号証の証人<br>調書において示され<br>た書証<br>(水戸地裁甲15号<br>証)  |
| 乙282の2   | 河川法改正につ<br>いての国会の質<br>疑   | 写し | S38.6.26       | 衆議院            | 同上<br>(水戸地裁甲B35<br>号証)                            |

| 号 証    | 標 目   |    | 作成年月       | 作成者    | 立証趣旨                                    |
|--------|---|----|------------|--------|---|
| 乙282の3 | 利根川直轄河川改修費及び利根川上流部の多目的ダム建設に要する費用(洪水調節に係るものに限る。)についての関係都県の負担割合について(照会) | 写し | S56. 1. 22 | 建設大臣   | 乙281号証の証人調書において示された書証<br>(水戸地裁乙195号証の1) |
| 乙282の4 | 利根川直轄河川改修費及び利根川上流部の多目的ダム建設に要する費用(洪水調節に係るものに限る。)についての茨城県の負担割合について(回答)  | 写し | S56. 2. 23 | 茨城県知事  | 同上<br>(水戸地裁乙195号証の2)                    |
| 乙282の5 | 利根川直轄河川改修費及び利根川上流部の多目的ダム建設に要する費用(洪水調節に係るものに限る。)についての関係都県の負担割合について(通知) | 写し | S56. 3. 2  | 建設大臣   | 同上<br>(水戸地裁乙33号証)                       |
| 乙282の6 | 八ッ場ダムの建設に要する費用の負担について(照会)   | 写し | H15. 12. 8 | 国土交通大臣 | 同上<br>(水戸地裁乙196号証の1)                    |
| 乙282の7 | 八ッ場ダムの建設に要する費用の負担について(回答)   | 写し | H16. 3. 18 | 茨城県知事  | 同上<br>(水戸地裁乙196号証の2)                    |
| 乙282の8 | 八ッ場ダムの建設に要する費用の負担について(通知)   | 写し | H16. 9. 28 | 国土交通大臣 | 同上<br>(水戸地裁乙34号証の2)                     |

| 号 証  | 標 目   | 作成年月 | 作成者      | 立証趣旨                             |                                       |
|--|---|------|----------|----------------------------------|---------------------------------------|
| 乙282の9   | 利根川水系河川整備基本方針策定・公表について                                    | 写し   | H18.2.14 | 茨城県河川課長                          | 乙281号証の証人調書において示された書証<br>(水戸地裁乙207号証) |
| 乙283   | 陳述書   | 写し   | H20.8.21 | 千葉県県土整備部河川整備課主幹(兼)企画調整室長<br>高澤秀照 |                                       |
| <p>(立証趣旨)</p> <p>1 千葉地裁の同種事件(平成16年(行ウ)第68号事件)において、原告らからの申出に係る尋問事項に対し、担当者が回答した陳述書(千葉地裁乙325号証)</p> <p>2 「工事実施基本計画」、「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」等についての千葉県における治水上の検討の経緯等(2~8頁)</p> <p>3 千葉県民の生命、身体、財産にとってハッ場ダムは治水上必要な施設であり、著しい利益を受けるものであること等(1・2頁、8~10頁)</p>   |   |      |          |                                  |                                       |
| 乙284   | 千葉県県土整備部河川整備課主幹(兼)企画調整室長 高澤秀明<br><千葉地方裁判所平成16年(行ウ)第68号事件> | 写し   | H20.8.26 | 千葉地方裁判所                          |                                       |
| <p>(立証趣旨)</p> <p>1 文書の保存についての尋問(1~3頁、8~10頁)、基本高水ピーク流量の基本概念についての尋問(3~8頁、40・41頁)</p> <p>2 ハッ場ダムはカスリーン台風のような降雨パターン(乙224号証の2参考文献⑩の3頁参照)への対処を目的としたものではなく、利根川上流に対する治水効果、特に吾妻川流域の洪水調節に重要な役割を果たすものであること(11~12頁)。</p> <p>3 利根川水系河川整備方針での利根川放水路等に関する計画(13~15頁)</p> <p>4 ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更についての千葉県における検討経緯(15~25頁)</p> <p>5 利根川水系の浸水想定区域図(乙285号証の2の参考文献⑭)とカスリーン台風が再来した場合における千葉県民の受ける甚大な被害(25~27頁、39頁、乙283の9頁、乙285号証の2の参考文献⑭)</p> <p>6 ハッ場ダムの治水上の大きな効果(38・39頁、40~42頁)</p> <p>7 乙285号証の4(千葉地裁甲32号証)は誤報であること(27・28頁)。</p> <p>8 ハッ場ダムの治水効果は温暖化に伴いその安全度は低下すること(29~31頁)。</p> <p>9 堤防の嵩上げ、引堤、掘削は現実的ではないこと(38頁)。</p> <p>10 調書33~35頁の原告ら代理人の質問に対する証人の応答は、基本高水ピーク流量2万2000m<sup>3</sup>/秒と浸水想定区域図の基礎となるピーク流量1万6750m<sup>3</sup>/秒についてのものであること(39頁)。</p> <p>11 その他利根川の治水上ハッ場ダムの建設が必要である事実</p> |   |      |          |                                  |                                       |



| 号 証    | 標 目                         |    | 作成年月     | 作成者                          | 立証趣旨  |
|--------|-----------------------------|----|----------|------------------------------|---|
| 乙285の1 | 八ッ場ダム建設<br>事業について(回<br>答)   | 写し | H18.9.28 | 国土交通省関東<br>地方整備局             | 乙284号証の証人<br>調書において示され<br>た書証<br>(千葉地裁乙256<br>号証の1) |
| 乙285の2 | 参考文献                        | 写し | 同上       | 国土交通省関東<br>地方整備局             | 同上<br>(千葉地裁乙256<br>号証の2)                            |
| 乙285の3 | 千葉用水総合事<br>務所の概要(印旛<br>沼開発) | 写し | —        | 独立行政法人水<br>資源機構千葉用<br>水総合事務所 | 同上<br>(千葉地裁甲B34<br>号証)                              |
| 乙285の4 | 朝日新聞記事                      | 写し | H20.6.11 | 朝日新聞社                        | 同上<br>(千葉地裁甲32号<br>証)                               |